

放送大学評議会規程

平成22年10月13日

放送大学規程第1号

改正 平成25年3月13日、平成26年2月19日・
9月10日、平成29年3月28日、平成30年
3月14日、令和2年3月30日・9月23日、
令和5年3月15日、令和7年3月19日

(目的)

第1条 この規程は、放送大学学園寄附行為第58条の規定に基づき、放送大学（以下「大学」という。）の評議会（以下「評議会」という。）の組織及び運営の方法を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 評議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長
- 二 副学長
- 三 教授（主として障がいに関する学生支援相談室又は公認心理師教育推進室の業務に従事する者を除く。）、特任荣誉教授又は特任教授（放送大学学園の組織及び運営の基本に関する規則（平成15年放送大学学園規則第3号）第15条第1項第3号に掲げる場合に、放送大学に置くことができる特任教授に限る。）13人以内

(任期)

第3条 前条第3号に掲げる評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残余の期間とする。

(審議事項)

第4条 評議会においては、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 教員（教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。以下同じ。）の任免並びに教員の降任に関する事項
- 二 放送大学学長の任免の基準及び任期に関する規則（平成26年放送大学学園規則第2号）第7条に規定する人事の基準に関する事項
- 三 副学長及び教員の人事の基準に関する事項
- 2 学長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - 一 学則その他大学の重要な規則の制定改廃に関する事項
 - 二 大学の予算概算の方針に関する事項
 - 三 学部の学科及びコース並びに大学院の専攻、課程及びプログラムの新設改廃に関する事項
 - 四 教材（印刷、放送教材）の作成計画及びその普及に関する事項
 - 五 大学の施設の新設改廃に関する事項
 - 六 学生定員に関する事項
 - 七 学生の指導及びその身分取扱の方針に関する重要事項
 - 八 大学外組織との連絡調整に関する事項
 - 九 その他大学の運営に関する重要事項

(議長等)

第5条 学長は、評議会を招集し、その議長となる。

2 学長は、3分の1以上の評議員から評議会開催の請求があったときは、会議を招集しなければならない。

3 学長に事故があるときは、あらかじめ学長が指名した副学長が、その職務を代行する。

(議案の提出)

第6条 評議会への議案の提出は、学長が行う。

2 評議員は、学長に対し、議案の提出を請求することができる。

(会議の成立等)

第7条 評議会は、評議員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の出席)

第8条 議長は、必要があると認めるときは、関係の職員を評議会及び次条に規定する委員会に出席させ意見を聴くことができる。

(専門委員会の設置)

第9条 評議会は、その所掌事項について、調査等を行うため、専門の委員会を置くことができる。

(事務等)

第10条 評議会の事務は、総務課で扱う。

第11条 この規程に定めるもののほか、評議会の運営に関し、必要な細目は、評議会が定める。

附 則

1 この規程は、平成22年10月13日から施行する。

2 第2条第3号に掲げる評議員は、学習センター所長から選出される者1人、各コースから選出される教授各1人、附属図書館長、オンライン教育センター長及び学長が副学長と協議して指名する者若干人をもって充てる。

3 第2条第3号に掲げる評議員は、任期が満了した場合においても、新たに評議員が任命されるまでは、第3条の規定にかかわらず、引き続きその職務を行う。

附 則 (平成25年3月13日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規定の施行の日以降初めて附則第2項の規定に基づき情報コースから選出される第2条第3号に掲げる評議員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則 (平成26年2月19日)

この規程は平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月10日)

この規程は平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日)

この規程は平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月14日)

この規程は平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日)

この規程は令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月23日)

この規程は令和2年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月15日)

この規程は令和5年3月15日から施行する。

附 則 (令和7年3月19日)

この規程は令和7年4月1日から施行する。